



監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年12月6日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 監査の種類
財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区 分 (指定管理施設名/補助金名)
南町商店街事業協同組合	公の施設の指定管理者 (大崎市竹工芸館) 補助金等の財政援助団体 (大崎市商品券等発行グループ支援事業補助金)
大崎市体育協会岩出山支部	公の施設の指定管理者 (大崎市岩出山体育センター, 大崎市岩出山武道館, 大崎市岩出山野球場, 大崎市岩出山テニスコート)
大崎市公衆衛生組合連合会	補助金等の財政援助団体 (大崎市公衆衛生組合連合会補助金)

第3 監査の着眼点
団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第4 監査の主な実施内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行され

ているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和5年8月31日（木）及び同年9月1日（金）

期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書」（監査対象団体ごと）のとおり

第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で改善を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「監査報告書」（監査対象団体ごと）にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 8月31日(木)	南町商店街事業協同組合 公の施設の指定管理者 (大崎市竹工芸館) 補助金等の財政援助団体 (大崎市商品券等発行グループ支援事業補助金)	担当所管課 岩出山総合支所 地域振興課 産業経済部 産業商工課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託及び大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭にて報告及び担当所管課所属長等に別途通知し、補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

平成29年度の監査でも講評している竹細工生産組合が制作した竹細工製品の販売手数料収入や鎧着付け体験に係る手数料収入について、慣習による取扱いが続いている。どの団体の会計において計上する収入なのか明確に説明できるよう、整理されたい。

また、指定管理業務において、竹工芸館、竹細工指導所と指導員配置、竹細工生産組合との関わり等が十分整理されていない部分も見受けられる。併せて整理されたい。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 8月31日(木)	大崎市体育協会岩出山支部 (大崎市岩出山体育センター, 大崎市岩出山 武道館, 大崎市岩出山野球場, 大崎市岩出山テ ニスコート)	担当所管課 教育部 岩出山公民館

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和5年 9月1日(金)	大崎市公衆衛生組合連合会 補助金等の財政援助団体 (大崎市公衆衛生組合連合会補助金)	担当所管課 市民協働推進部 環境保全課

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された大崎市が補助金等の財政的援助を行っていたものに係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査実施の際に団体担当者等に口頭で補完等を求めたほか、担当所管課所属長等に別途通知し、改善を求めている。